

「使用料・手数料の見直し」について

報 告 書

平成 14 年 11 月

茨木市行政改革推進プロジェクトチーム

# はじめに

## 1 これまでの経緯

本年6月14日に発足した平成14年度茨木市行政改革推進プロジェクトチームでは、「受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）に関すること」を最初のテーマとし、「特定の者が利益を受けるサービス」に対する受益者負担としての使用料・手数料はどうあるべきかを検討することとしました。

そして、前半では、平成13年度のプロジェクトチームの報告書及び他市の状況などを参考に、理論的な検討を中心に討議し、後半では、担当課のヒアリングも参考にしながら、本市の使用料・手数料についての具体的な見直しについて討議し、この程、報告書を取りまとめました。

## 2 今回の見直し

今回の見直しにおいては、基本的な考え方として、次の「算定式」を設定し、個々の使用料・手数料の適正な額を算出する基準を設定し、現行との比較を行うこととしました。

<算定式>

$$\text{使用料・手数料} = \text{原価} \times \text{負担割合}$$

その結果、基準と現行の間には大きな隔たりがあり、現下の社会経済情勢を勘案すると、基準をそのまま適用することには、市民の理解を得ることが難しいと思われるので、今回は、基準を大きく逸脱することのない範囲で、改定案を作成しました。

改定案の考え方等については、本文をご覧いただきたいと思いますが、今回お示しした基準並びに内容が、本市における使用料・手数料の考え方の基本として少しでも多く採択いただければ幸いに存じます。

なお、この報告書作成にあたり、プロジェクトチームのお世話をいただいた事務局並びにヒアリング等でご協力いただいた担当課の皆さんに厚くお礼申し上げます。

# 目 次

第1章 使用料について	1
I 基本的な考え方	1
1 受益者負担の原則	1
2 使用料の算定式	1
II 原価	1
1 経費の区分	1
2 原価の算定方法	2
3 時間帯・曜日・季節による単価区分	3
III 負担割合	3
1 性質別分類と負担割合	3
2 分類の方法等	5
3 無料施設の範囲等の明確化	5
4 各施設における目的外利用の取り扱い	5
5 適用除外施設について	6
IV 減額・免除等	6
1 減額・免除制度の統一	6
2 減額・免除の基準	6
3 減額・免除基準の適用	7
4 増額の規定	7
(別表1) 施設の性質別分類一覧	8
第2章 手数料について	9
I 基本的な考え方	9
II 原価	9
1 経費の区分	9
2 原価の算定方法	9
III 負担割合	10
IV 減額・免除	10
1 減額・免除制度の統一	10
2 減額・免除の基準	10
3 減額・免除の基準の適用	10
第3章 今回の見直しについて	11
I 基本的な考え方	11
1 現行との比較	11
2 今回の見直し	11
II 今回の改定案	11
1 料金について	11
2 減額・免除について	12
3 その他	12
III 今後の課題	12
1 事務の簡素化、効率化	12
2 定期的な見直し	12
使用料・手数料改定一覧(案)	13

# 第1章 使用料について

## I 基本的な考え方

### 1 受益者負担の原則

受益者負担の原則とは、行政サービスを利用する特定の者が利益を受ける場合、利用する者が応分の負担をすることによって、利用しない者との「負担の公平性」が確保されることである。

使用料の算定にあたっては、この受益者負担の原則に基づき、適正な負担とは何かという、明確で、統一的な基準を設定することとした。

### 2 使用料の算定式

使用料の積算根拠を明確にするため、次のとおり算定式を設定した。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{負担割合}$$

## II 原 価

### 1 経費の区分

適正な受益者負担額を設定するため、施設の建設からサービスの提供に至るまでに要するすべての経費を、受益者負担経費と公費負担経費に区分した。

#### (1) 受益者負担経費

施設の運営・整備に要する経費のうち、人件費、維持管理費（光熱水費、委託料等）、建設費（減価償却費）、大規模改修費（建設費の1割を耐用年数で除した額）を、受益者が負担する経費とした。

#### (2) 公費負担経費

施設の整備に要する経費のうち、用地取得費については、各施設のバランスを考慮し、受益者負担とはせず、公費負担とした。また、そのことに伴い、借地で運営している施設についても、借地料を公費負担とした。

(1) 受益者負担経費	(2) 公費負担経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費</li> <li>・ 維持管理費（光熱水費、委託料等）</li> <li>・ 建設費（減価償却費）</li> <li>・ 大規模改修費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地取得費</li> <li>・ 借地料</li> </ul>

## 2 原価の算定方法

### (1) 原価の算定式

原価の算定にあたっては、前記の受益者負担経費を対象とし、原則として「1㎡あたりの時間単価」を設定し、「施設の貸出面積」を乗じることにより、施設（種別）ごとの原価を求めた。

$$\text{原価} = \text{各施設（種別）の1㎡あたりの時間単価} \times \text{貸出面積}$$

### (2) 1㎡あたりの時間単価の計算

1㎡あたりの時間単価は、年間開館時間がすべて稼働することにより、受益者負担経費が、使用料で全額賄えることを前提に、次のとおり計算した。

#### ① 1㎡あたりに要する年間経費

$$= (\text{人件費} + \text{維持管理費} + \text{建設費} + \text{大規模改修費}) / \text{総貸出面積}$$

#### ② 1㎡あたりの時間単価 = ① / 年間開館時間（全供用時間）

### (3) 原価の算定

原則として、上記の算定式より原価を算定したが、1㎡あたりの時間単価を算出することが適当でない施設については、個別の方法により原価計算を行った。

#### ① 算定式により原価を算定した施設

市民会館、福祉文化会館、市民総合センター、コミュニティセンター、いのち・愛・ゆめセンター、男女共生センター、市民体育館、公民館、ギャラリー

#### ② 個別の方法により原価を算定した施設

市民農園、健康増進センター、駐車場、庭球場、運動場、教育施設、文化財資料館、青少年野外活動センター、川端康成文学館、市民プール、運動広場、忍頂寺スポーツ公園、墓地、市営葬儀、斎場、

### 3 時間帯・曜日・季節による単価区分

原価の算定にあたっては、使用料に利用時間帯又は曜日による格差を設ける合理的な理由が薄いことから、原則として単価差は設けない。

また、夏期・冬期における冷暖房費については、光熱水費として受益者負担経費の中に算入していることから、原則として季節による加算はしない。

ただし、ナイター設備を備えている施設（グラウンド、庭球場）については、現行どおり、別途徴収することとした。

## Ⅲ 負担割合

### 1 性質別分類と負担割合

公平・公正な使用料を算出するため、サービスの性質別に分類を行い、原価に対する「公費負担割合」と「受益者負担割合」を設定した。

なお、性質別分類の対象施設には、現在、無料の施設も含めた。

#### (1) 性質別分類の基準

施設ごとのサービス内容に基づく性質別分類は、以下の基準による区分を組み合わせることにより、4つに分類し、それぞれの施設がどの分類に属するかを決定した。

#### ① サービス内容が基礎的か選択的かによる区分

##### 基準1 基礎的サービス

市民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス、ライフステージごとに社会的に提供すべきサービス。

##### 基準2 選択的サービス

生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービス、人によって必要性が異なるサービス。

#### ② サービス内容が市場的か非市場的（公共的）かによる区分

##### 基準3 市場的サービス

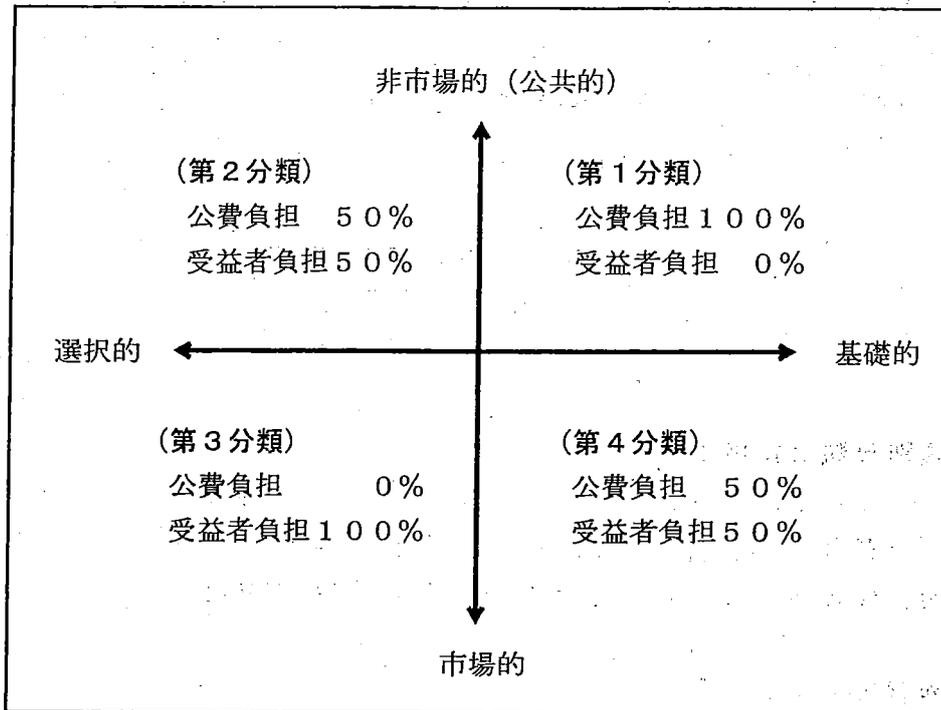
民間でも同種類似のものが提供されているサービス。

##### 基準4 非市場的（公共的）サービス

市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス。

(2) 各分類の考え方と負担割合

公費負担と受益者負担の割合は、使用料の複雑化を避け、簡易な制度とするため、下記のとおり、0%、50%、100%の3種類の組み合わせとした。



- ① 第1分類・・・基礎的・非市場的サービス  
専ら行政が提供するサービス  
基本的にコストは公費で負担する。  
【公費負担100%、受益者負担0%】
- ② 第2分類・・・選択的・非市場的サービス  
人によっては必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス  
コストは公費と受益者が負担する。  
【公費負担50%、受益者負担50%】
- ③ 第3分類・・・選択的・市場的サービス  
人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス  
基本的にコストは受益者が負担する。  
【公費負担0%、受益者負担100%】
- ④ 第4分類・・・基礎的・市場的サービス  
主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス  
コストは公費と受益者が負担する。  
【公費負担50%、受益者負担50%】

## 2 分類の方法等

### (1) 設置目的及び機能等からの分類

施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって分類した。

### (2) 施設単位による分類

原則として、各施設単位で分類し、施設内の部屋ごとの分類は行わない。

ただし、市民会館などで、ホールと会議室のように部屋の性質が異なることが明確な場合には、部屋の性質別に分類した。

### (3) 集会・地域活動・生涯学習施設の種類

「貸室」を主なサービスとする施設の場合は、基本的に「集会・地域活動・生涯学習施設」として分類した。

### (4) 障害者・高齢者・青少年への配慮

主として障害者、高齢者、青少年の利用する施設については、一定の配慮を行い、第1分類にした。

以上の観点から検討した結果、各施設の性質別分類は、別表1「施設の性質別分類一覧」のとおりとした。

## 3 無料施設の範囲等の明確化

無料・有料施設の区分の明確化を図るため、別表1の第1分類に属する施設を「無料」とし、第2分類から第4分類にした施設については、原則としてすべて有料とし、それぞれの負担割合に応じた受益者負担を求めた。

## 4 各施設における目的外利用の取り扱い

### (1) 目的外利用の位置づけ

施設によって、条例で利用者等を限定し、無料としている施設もあるが、施設の有効活用の観点から、施設の目的外利用を積極的に推進し、第1、第2、第4に分類した施設であっても、目的外の利用については、「第3分類」に位置づけ、受益者負担100%の取り扱いをすることが望ましい。

### (2) 目的外利用の判断基準の明確化

目的外利用を判断するため、施設ごとの明確な基準を示し、本来の設置目的で利用する個人・団体の利用の妨げにならないよう、利用申請の受付開始時期や利用時間帯などを調整し、優先使用できるよう配慮しながら進めるべきであると考えられる。

## 5 適用除外施設について

使用料の中には、法令等により算定方法が定められていたり、府内統一料金等によるものなど、本市独自では料金改定が困難なものや、懇談会の答申等により改定されてきたものなどがある。これらについては、従来の方法で算定することが妥当であると考えられるので、対象からは除外した。

なお、施設内の食堂、自動販売機などの目的外利用についても、対象からは除外した。(別表1参照)

# IV 減額・免除等

## 1 減額・免除制度の統一

### (1) 基準の設定

これまで、公益上の必要性、各種団体への支援、障害者・高齢者等への配慮などのため、施設ごとに減額・免除制度を設け、適用してきたが、全市的に減額・免除制度の統一を図ることが必要であると考え、使用者間の公平性・公正性を確保した基準を設定することとした。

### (2) 減額・免除の原則

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲は、本来の目的・必要性に則し、できるだけ限定する。

また、減額率は、受益者負担分と公費負担分を等分とすることが限度であると考え、最高5割とし、できる限り低率とすることが適当である。

## 2 減額・免除の基準

### (1) 「団体使用」と「個人使用」の区分

現行の使用料については、「団体」で使用する場合と「個人」で使用する場合に大きく区分できる。そこで、「団体使用」と「個人使用」に分けて考え方を整理した。

## (2) 「団体使用」にかかる基準

### ① 免除の基準

- ア 本市及び本市が全額出資した財団法人が使用するとき。
- イ 当該施設の管理運営団体が行政活動の協力目的で使用するとき。
- ウ 地域に密着した公共的団体及び条例・規則等に規定する登録団体が使用し、当該施設が免除することを適当と認めるとき。

### ② 減額の基準

- ア 国又は地方公共団体が行政目的で使用するとき。
- イ 条例・規則等に規定する登録団体が使用し、当該施設が減額することを適当と認めるとき。
- ウ その他市長が必要と認めるとき。

## (3) 「個人使用」にかかる基準

### ① 免除又は減額の基準

- ア 公的扶助を受けている者が使用するとき。
- イ 障害者（介助者1人含む）が使用するとき。
- ウ 65歳以上の者が使用するとき。
- エ 幼児、小学生、中学生が使用するとき。
- オ その他市長が必要と認めるとき。

### ② 免除又は減額の区分

使用目的に応じ、免除又は減額のいずれかを選択して規定する。

## 3 減額・免除基準の適用

各施設の使用の仕方によって、「団体使用」又は「個人使用」の基準を適用し、統一的に規定していくこととなるが、基準をそのまま適用することに無理がある場合は、施設ごとの事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることができるものとする。

また、「個人使用」の場合は、使用料の区分により規定することができるものとする。

なお、「その他市長が必要と認めるとき」の規定は、特別な事情等で、その都度決定するものを対象とし、あらかじめ想定されるものについては、必ず規定しておくものとする。

## 4 増額の規定

市外の団体・個人が使用する場合、入場料を徴収する場合、営利目的に使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとする。

施設の性質別分類一覧

第2分類 公費負担50% 受益者負担50%	非市場的 公費負担100% 受益者負担0%	第1分類
<p>【文化・芸術施設等】 市民会館(ホール) 福祉文化会館(ホール) 市民総合センター(ホール) 男女共生センター(ホール) プラネタリウム</p> <p>【宿泊関連施設】 青少年野外活動センター</p> <p>【体育施設】 市民体育館 運動広場(弓道場)</p> <p>【保健施設】 健康増進センター(健康増進・体力測定コース)</p>	<p>【教育施設】 小・中学校 図書館 文化財資料館 川端康成文学館 キリシタン遺物史料館 青少年センター</p> <p>【その他】 都市公園(運動広場、庭球場以外)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【障害福祉施設】 ① 障害福祉会館 ① 障害福祉センター ① 障害者デイサービスセンター</p> <p>【高齢者福祉施設】 ① 老人福祉センター ① 老人デイサービスセンター</p> </div>	
<p style="text-align: center;"><b>選</b></p> <p style="text-align: center;"><b>択</b></p> <p style="text-align: center;"><b>的</b></p> <p>【集会・地域活動・生涯学習施設】(施設提供：貸室) コミュニティセンター 市民会館 福祉文化会館 市民総合センター いのち・愛・ゆめセンター 男女共生センター 公民館 市立ギャラリー(ロサヴィア)</p> <p>【保健施設】 健康増進センター(トレーニング)</p> <p>【体育施設】 市民プール 運動広場(運動場、庭球場) 忍頂寺スポーツ公園(運動場、庭球場)</p> <p>【交通機関】 駐車場(有料) 駐車場(各施設に属するもの)</p> <p>【宿泊関連施設】 忍頂寺スポーツ公園(宿泊施設)</p> <p>【各施設目的外利用】 教育施設(教室、屋内運動場、運動場) その他各施設目的外利用として占用する場合</p> <p>【その他】 都市公園(運動広場、庭球場) 市民農園 斎場(火葬場除く) 墓地</p>	<p style="text-align: center;"><b>基</b></p> <p style="text-align: center;"><b>礎</b></p> <p style="text-align: center;"><b>的</b></p> <p>【その他】 市営葬儀 斎場(火葬場のみ)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【住宅関連施設】 ① 市営住宅</p> <p>【保育施設】 ③ 保育所</p> <p>【教育施設】 ③ 幼稚園</p> <p>【障害福祉施設】 ① 太陽の里(ともしび園、あけぼの学園、穂積)</p> </div>	
第3分類 公費負担0% 受益者負担100%	市場的 公費負担50% 受益者負担50%	第4分類

(注)          内の施設は、下記の理由から「使用料の算定式」の対象から除外する

- ①：法令等の算定方法によるもの
- ②：府内統一料金等によるもの
- ③：懇談会の答申等によるもの
- ④：各施設の目的外使用

性質別分類の対象外施設

- 【道路等】  
② 道路占用

【各施設目的外利用】  
④ 市庁舎(食堂等、自動販売機、ATM等)  
④ 市民会館(食堂等)  
④ 市民総合センター(食堂等)  
④ 斎場(喫茶コーナー、試着室)  
④ 再開発用地(駐輪場)  
④ 西河原市民プール(喫茶コーナー)  
④ 忍頂寺スポーツ公園(食堂、喫茶室、売店)  
④ 図書館(喫茶室)

## 第2章 手数料について

### I 基本的な考え方

手数料の算定にあたっては、使用料と同様、受益者負担の原則に基づき、積算根拠を明確にするため、次のとおり算定式を設定した。

$$\text{手数料} = \text{原価} \times \text{負担割合}$$

### II 原価

#### 1 経費の区分

手数料は、その役務の提供のために要する費用を受益者から徴収するものであることから、基本的には人件費、物件費を受益者負担経費とした。

#### 受益者負担経費

- ・人件費
- ・物件費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費等）

#### 2 原価の算定方法

原価の算定にあたっては、前記の受益者負担経費を対象として、1件あたりの原価を求めることとし、計算式を次のとおりとした。

$$\text{原価} = (\text{人件費} + \text{物件費}) / \text{件数}$$

### Ⅲ 負担割合

手数料は、サービスの受益者から、その役務の提供のために要する費用を徴収するものであり、この役務の提供は受益者個人の必要により生じるものであることから、受益者の負担割合は100%とする。

ただし、法令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令等）の基準に基づくもの、府内統一料金等によるものなど、本市独自では料金設定が困難なものや懇談会の答申等によるものについては、それらに基づき算定することが妥当であると考えられるので、対象からは除外した。

### Ⅳ 減額・免除

#### 1 減額・免除制度の統一

使用料と同様、減額・免除制度の統一を図ることとし、減額・免除する範囲は、できるだけ限定する。

#### 2 減額・免除の基準

個々の目的に応じ、免除又は減額のいずれかを選択して規定する。

ア 本市、国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき。

イ 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき。

ウ 公的扶助を受けている者及び天災、病気等により負担が困難な者で減免が必要であると認めるとき。

エ その他市長が必要と認めるとき。

#### 3 減額・免除の基準の適用

手数料については、概ね上記の基準を適用することができると思われるが、その他特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることができるものとする。

なお、「その他市長が必要と認めるとき」の規定は、特別な事情等で、その都度決定するものを対象とし、あらかじめ想定されるものについては、必ず規定しておくものとする。

## 第3章 今回の見直しについて

### I 基本的な考え方

#### 1 現行との比較

今回の使用料・手数料の見直しにあたり、第1章及び第2章の基準を適用し、現行との比較を行ったところ、基準をそのまま適用すると、大幅な改定が必要であることが判明した。

また、担当課とのヒアリングにおいても、各使用料・手数料とも固有の事情があり、すぐに基準を適用することは困難であるとの意見が多く聞かれた。

#### 2 今回の見直し

現行との比較、現下の社会経済情勢を勘案すると、基準をそのまま適用することには、市民の理解を得ることが難しいと思われるので、今回の見直しにおいては、基準を大きく逸脱することのない範囲で、改定案を作成した。

### II 今回の改定案

#### 1 料金について

今回の改定案の作成にあたっては、下記の要件を総合的に判断して、見直しを行うことが妥当であると考えた。

- ①前回の全面改定時(昭和57年)と現在の消費者物価指数の差(1.3倍)
- ②過去3年の改定の有無
- ③近隣各市の状況
- ④同種の使用料・手数料相互のバランス
- ⑤現在の利用状況
- ⑥現行料金設定の考え方

今回の改定案は別紙「使用料・手数料改定一覧(案)」のとおりである。なお、使用料については、代表的な全日料金等の表示にとどめている。

## 2 減額・免除について

全市的に制度を統一することが望ましいが、今回の改定においては、これまでの経緯等を一定尊重し、各施設において減額・免除する範囲を精査するとともに、全体的に使用料の減額率を見直し、原則として、現行の6割減額を5割に、4割減額を3割とすることが妥当であると考えます。

## 3 その他

今回の改定案において、現在の利用状況等を踏まえ、料金を据え置いたものについては、状況の改善を図るための条件整備に努めることが必要である。

また、各施設の付属の駐車場については、条件の整ったところから、順次使用料を徴収していくことが妥当であると考えます。

# III 今後の課題

## 1 事務の簡素化、効率化

今後の改定案については、算定基準を基に行われることが望ましいが、その場合においても、受益者負担の軽減を図るため、継続的に事務の簡素化、効率化を進める中で経費削減に努めることが必要である。

## 2 定期的な見直し

最近の社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、使用料・手数料についても常に適正な料金とするため、定期的(3～5年)に見直しを行っていくことが必要である。

## 使用料・手数料改定一覧(案)



## 改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部屋等別	区分1	区分2	現行料金 円	区分原価 円	改定料金案 円	改定率 %	引き上げ 額 円
市民会館使用料	大ホール	平日	(全日)9-22	60,000	135,685	78,000	30	18,000
		土・日・休日	(全日)9-22	70,000	135,685	91,000	30	21,000
	トリムホール		(全日)9-22	20,000	57,559	26,000	30	6,000
	第1会議室		(全日)9-22	3,000	14,135	3,900	30	900
	第2会議室		(全日)9-22	1,950	8,896	2,500	30	550
	第3会議室		(全日)9-22	2,550	11,599	3,300	30	750
	第4会議室		(全日)9-22	3,000	13,137	3,900	30	900
	宴会室		(全日)9-22	3,300	16,380	4,200	30	900
	控室		(全日)9-22	1,500	6,109	1,900	30	400
	楽屋1		(全日)9-22	1,500	11,432	1,900	30	400
	楽屋2・3		(全日)9-22	1,200	4,916	1,500	30	300
	浴室		1回(4H以内)	450	—	楽屋に含む		
	福祉文化会館使用料	文化ホール	平日	(全日)9-22	30,000	53,447	39,000	30
土・日・休日			(全日)9-22	36,000	53,447	46,000	30	10,000
201号室			(全日)9-22	4,500	14,841	5,800	30	1,300
202号室			(全日)9-22	7,000	24,029	9,100	30	2,100
203号室			(全日)9-22	5,000	17,793	6,500	30	1,500
204号室			(全日)9-22	4,000	10,422	5,200	30	1,200
301号室			(全日)9-22	5,000	14,841	6,500	30	1,500
302号室			(全日)9-22	17,000	48,475	22,000	30	5,000
303号室			(全日)9-22	14,000	30,369	18,000	30	4,000
401号室			(全日)9-22	4,500	14,841	5,800	30	1,300
402号室			(全日)9-22	6,500	24,029	8,400	30	1,900
403号室			(全日)9-22	7,000	25,152	9,100	30	2,100
市民総合センター使用料		センターホール	平日	(全日)9-22	45,000	97,237	58,000	30
	土・日・休日		(全日)9-22	54,000	97,237	70,000	30	16,000
	多目的ホール		(全日)9-22	20,000	29,889	26,000	30	6,000
	201号室		(全日)9-22	4,000	11,017	5,200	30	1,200
	202号室		(全日)9-22	5,000	14,550	6,500	30	1,500
	203号室		(全日)9-22	5,000	14,550	6,500	30	1,500
	研修室		(全日)9-22	8,000	22,449	10,000	30	2,000

◎貸館施設については、全日使用のみ記載

◎改定率は端数処理を行ったため、実際の率とは若干相違する場合があります

## 改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部屋等別	区分1	区分2	現行料金 円	区分原価 円	改定料金案 円	改定率 %	引き上げ 額 円
市民総合センター使用料	302号室		(全日)9-22	6,000	15,590	7,800	30	1,800
	和室		(全日)9-22	11,000	36,481	14,000	30	3,000
	生活実習室		(全日)9-22	8,000	17,876	10,000	30	2,000
	工芸創作室		(全日)9-22	8,000	17,876	10,000	30	2,000
	控室		(全日)9-22	3,000	6,651	3,900	30	900
	第1楽屋		(全日)9-22	2,000	5,612	2,600	30	600
	第2楽屋		(全日)9-22	2,000	5,612	2,600	30	600
	更衣・シャ ワール室		1回	500	—	楽屋に含む		
市営葬儀使用料		12年(歳)以上	全部使用	60,000	80,430	78,000	30	18,000
		12年(歳)未満	全部使用	50,600	67,829	65,000	30	14,400
		12年(歳)以上(生保)	全部使用	18,000	80,430	23,400	30	5,400
		12年(歳)未満(生保)	全部使用	15,200	67,829	19,500	30	4,300
斎場使用料	火葬場	12歳以上		15,000	26,924	19,000	30	4,000
		12歳未満		12,000	21,539	15,000	30	3,000
		死産児		3,000	5,384	3,900	30	900
		身体の一部		3,000	5,384	3,900	30	900
	霊安室		1日	1,000	3,351	1,300	30	300
いのち・愛・ゆめセンター使用料	大会議室		(全日)9-21:30	1,500	25,293	1,950	30	450
	学習室等		(全日)9-21:30	900	4,492	1,200	30	300
駐車場使用料	普通自動車		30分毎に	100	166	最初の30分のみ 150円以降30分毎に 100円		最初の30分のみ 50円
都市公園使用料	庭球場		1時間(一般)	400	558	500	30	100
	運動広場		全面 1時間(一般)	500	1,976	650	30	150
キャリー使用料			6日間	72,000	106,623	93,000	30	21,000
市民体育館使用料	市民体育館	第1体育室	(全日)9-21:30	24,000	114,543	31,200	30	7,200
		第2・3・4・5体育室	(全日)9-21:30	5,000	22,030	6,300	30	1,300
		第1・2会議室	(全日)9-21:30	1,000	4,475	1,300	30	300
	福井市民体育館	体育室	(全日)9-21:30	12,000	47,196	15,600	30	3,600
		多目的室	(全日)9-21:30	2,500	10,479	3,150	30	650
	個人使用	一般	(全日)9-21:30	500	—	650	30	150
		中学生以下	(全日)9-21:30	260	—	320	30	60

◎貸館施設については、全日使用のみ記載

◎改定率は端数処理を行ったため、実際の率とは若干相違する場合がある

## 改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部屋等別	区分1	区分2	現行料金 円	区分原価 円	改定料金案 円	改定率 %	引き上げ 額 円
市民プール使用料	西河原	駐車場	温水期間	100	—	150	50	50
運動広場使用料	運動場		1時間(一般)	500	1,976	650	30	150
	庭球場	屋外	1面1時間(一般)	400	558	500	30	100
		屋内	1面1時間(一般)	500	—	650	30	150
忍頂寺スポーツ公園使用料	運動場		1時間(一般)	500	1,976	650	30	150
	庭球場		1面1時間(一般)	400	558	500	30	100
公民館使用料	大会議室 (多目的ホール 含む)		(全日)昼夜間	1,500	13,848	1,950	30	450
	会議室等 (講習室ほ か)		(全日)昼夜間	800	7,452	1,200	50	400
	和室		(全日)昼夜間	800	9,535	1,200	50	400
	実習室		(全日)昼夜間	800	5,293	1,200	50	400

◎貸館施設については、全日使用のみ記載

◎改定率は端数処理を行ったため、実際の率とは若干相違する場合がある

現行どおりとする使用料

名 称	区 分	料 金
市民会館使用料	結婚式場	2,300～4,500
コミュニティセンター使用料		¥1,000～7,500
墓地使用料		100～200
斎場使用料	告別式場	3,900～104,100
	控室	600～12,400
市民農園使用料		13,500～22,500
健康増進センター受診料		250～3,000
障害福祉センター利用料		200～500
老人デイサービスセンター利用料		400～600
男女共生センター使用料		500～30,800
駐車場使用料	普通自動車(定期使用料)	20,000～30,000
	自動二輪車	1日1回 250 定期 4,000～11,000
	原動機付自転車	1日1回 200 定期 3,000～8,000
	自転車	1日1回 100 定期 1,200～4,000
教育施設等使用料		100～3,000
文化財資料館入館料		市内居住者 0 市外居住高校生以上 200
青少年野外活動センター使用料		市内居住者 0 市外居住者 300～1,200
川端康成文学館入館料		市内居住者 0 市外居住高校生以上 200
市民プール使用料	西河原プールの駐車場は除く	200～1,000(個人入場3時間)
運動広場使用料	弓道場	2,000～3,000(団体使用)
忍頂寺スポーツ公園使用料	宿泊施設	1,000～2,000(市内居住者宿泊室)
公民館使用料	天文観覧(プラネタリウム)	50～100(個人)

◎代表的な料金のみ記載

## 検討対象外とする使用料等

名 称	備 考
保育所保育料	懇談会での答申を基礎に毎年改定
道路占用料	北摂での統一料金
市営住宅使用料	公営住宅法による算定基準を基礎に毎年見直し
水道使用料	国の算定基準により定期的に検討し、平成13年度改定
下水道使用料	国の算定基準により定期的に検討
幼稚園保育料	懇談会での検討

## 改定する手数料等

名 称	料 金					
	現行料金	原価	改 定 料金案	改定率	引き上げ額	
	円	円	円	%	円	
住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	150	322	300	100	150	
印鑑登録証の交付及び再交付手数料	150		300	100	150	
印鑑に関する証明手数料	150		300	100	150	
破産に関する証明手数料	150		300	100	150	
埋火葬に関する証明手数料	150		300	100	150	
外国人登録原票の記載事項に関する証明手数料	150		300	100	150	
営業証明手数料	150		418	300	100	150
事業所所在証明手数料	150	—	廃止	—	—	
課税証明手数料	150	318	300	100	150	
固定資産に関する評価証明手数料	150		300	100	150	
固定資産に関する現況証明手数料	150		廃止	—	—	
固定資産に関する物件証明手数料	150		300	100	150	
納税証明手数料	150		300	100	150	
道路等市有地と私有地の境界明示手数料	600	2,342	1,200	100	600	
都市計画に関する証明手数料	150	3,597	300	100	150	
公簿・図面の閲覧手数料	150	318	300	100	150	
その他の証明手数料<手数料条例>	150	312	300	100	150	
動物の死体処理手数料	収集運搬	500	—	1,000	100	500
	処分	500	—	1,000	100	500
産汚物等取扱手数料	500	669	650	30	150	
指定給水装置工事事業者指定交付手数料(指定交付)	5,000	—	10,000	100	5,000	
各種証明手数料<水道事業給水条例>	150	780	300	100	150	
消防に関する証明手数料	150	783	300	100	150	
自転車等撤去費用	自転車	1,000	2,022	2,000	100	1,000
	原動機付自転車	2,000	5,932	4,000	100	2,000

## 現行どおりとする手数料等

名 称	現 行 料 金 円
税の督促手数料	50
道路占用料督促手数料	50
介護保険料の督促手数料	50
国民健康保険料督促手数料	50
ごみ処理手数料	一般家庭(臨時) 50*、300～
し尿処理手数料	2人以下世帯 210～
廃棄物の処分手数料	ごみ 20*、120～
指定給水装置工事事業者指定交付手数料(再交付)	3,000
設計審査手数料	1,000～21,000
中間時及び竣工後の検査手数料	2,000～42,000
道路占用等測量及び出願手数料	実費
各健康診査受診料	300～2,000

◎代表的な料金のみ記載

## 検討対象外とする手数料

### (1) 全国統一料金のもの

名 称	現 行 料 金 円
戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	450
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	750
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	350
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	450
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項の書類に記載した事項の証明書の交付手数料	350
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付手数料	1,400
届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料	350
臨時運行許可申請手数料	750
危険物の取扱い手数料	5,400～
水張検査又は水圧検査手数料	6,000～

神戸市役所 市民生活部 戸籍課

## 検討対象外とする手数料

### (2) 府内、北摂等統一料金のもの

名 称	現 行 料 金 円
犬の登録手数料	3,000
犬の鑑札の再交付手数料	1,600
狂犬病予防注射済票交付手数料	550
狂犬病予防注射済票再交付手数料	340
租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する優良住宅新築認定申請手数料	6,200～58,000
租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する優良住宅新築認定申請手数料	6,200～43,000
租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する優良宅地造成認定申請手数料	100,000
租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する住宅用家屋証明申請手数料	1,300
開発行為許可申請手数料	10,000～1,000,000
開発行為変更許可申請手数料	1,000,000まで
市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料	54,000
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	29,000
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可申請手数料	7,700～
市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認申請手数料	8,500～
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	2,100～21,000
開発登録簿の写しの交付手数料	510
宅地造成工事許可申請手数料	13,000～
非自動はかりの検査手数料	250～102,400
分銅又は定量おもり若しくは定量増おもりの検査手数料	10
皮革面積計の検査手数料	2,500
適正計量管理事業所指定検査手数料	7,400
証明書の交付手数料	400
所在場所検査に係る検査費用の加算手数料	2,000～
建築基準法関係手数料	3,000～
指定工事店指定手数料(新規)	5,000
指定工事店指定手数料(更新)	3,000
責任技術者登録手数料(更新を含む)	2,000

## 検討対象外とする手数料

(3) その他懇談会等で見直しているもの

名 称	現行料金 円
幼稚園入園手数料	5,000

手数料原価計算一覧

条例名	手数料名	現行料金 円	経費			計A ①+②+③ 円	件数	原価	改定料金 案			
			人件費① 円	物件費② 円	電算経費③ 円							
手数料条例	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	150	45,078,228	4,288,674	23,359,002	136,095,137	192,642	396	300			
	印鑑登録証の交付及び再交付手数料	150	17,787,276	1,222,087			12,669		300			
	印鑑に関する証明手数料	150	37,872,744	2,086,750			121,387		300			
	破産に関する証明手数料	150	520,728	23,307			1,669		300			
	埋火葬に関する証明手数料	150	6,786	542			29		300			
	外国人登録原票の記載事項に関する証明手数料	150	588,276	41,252			2,514		300			
	公簿・図面の閲覧手数料(市民課)	150	2,993,328	196,685			12,792		300			
	その他の証明(行政証明等)	150	27,846	1,626			119		300			
	<b>市民課計</b>		<b>104,875,212</b>	<b>7,860,923</b>			<b>23,359,002</b>		<b>136,095,137</b>	<b>343,821</b>	<b>396</b>	
	営業証明手数料	150	261,690	18,900					280,590	671	418	300
事業所所在証明手数料	150	—	—		—	0	—	廃止				
課税証明手数料	150	11,419,512	649,942	13,121,851	33,836,241	36,601	519	300				
固定資産に関する評価証明手数料	150	5,317,104	291,620			17,042		300				
固定資産に関する現況証明手数料	150	—	—			0		廃止				
固定資産に関する物件証明手数料	150	26,208	901			84		300				
納税証明手数料	150	2,281,968	80,989			7,314		300				
公簿・図面の閲覧手数料(市民税課)	150	641,316	4,830			4,111		300				
<b>市民税課計</b>		<b>19,686,108</b>	<b>1,028,282</b>			<b>13,121,851</b>		<b>33,836,241</b>	<b>65,152</b>	<b>519</b>		
道路等市有地と私有地との境界明示手数料(公園緑地課含む)	600	1,294,020	860					1,294,880	553	2,342	1,200	
公簿・図面の閲覧手数料(建設管理課)	150	1,029,600	19,800		1,049,400	3,300	318	300				
都市計画に関する証明手数料	150	279,630	900		280,530	81	3,463	300				
その他の証明手数料(施工証明手数料)	150	21,762	—		21,762	56	389	300				
その他の証明手数料(幅員証明)	150							300				
廃棄物の処理及び清掃に関する条例	動物の死体処理手数料(収集運搬)	500	—	7,469,086		7,469,086	2,018	3,701	1,000			
	動物の死体処理手数料(処理)	500							1,000			
産汚物等取扱条例	産汚物等取扱手数料	500	168,480	1,061,027		1,229,507	1,839	669	650			
水道事業給水条例	指定給水装置工事事業者指定交付手数料(指定交付)	5,000	60,840	—		60,840	26	2,340	10,000			
	各種証明手数料(水道)	150	25,740	—		25,740	33	780	300			
火災予防条例	消防に関する証明手数料	150	106,080	392		106,472	136	783	300			
自転車等の放置防止に関する条例施行規則	自転車等撤去費用(自転車)	1,000	675,975	43,814,909		44,490,884	14,675	3,032	2,000			
	自転車等撤去費用(原動機付自転車)	2,000	225,325	14,604,970		14,830,295	2,405	6,166	4,000			





使用料原価計算一覧

施設名	経費					面積 貸出部分 面積② m <sup>2</sup>	年間開館時間数			1㎡あたりの時 間単価 g ①/②/③ 円	受益者 負担 割合h %	区分	各室面積 ④ m <sup>2</sup>	全日使用の原価 e×g×h×④ 円	改定料金案 円	現行料金 (平日全日) 円		
	人件費 a		維持管理費 b	減価償却費 大規模改修費 c	特定財源 (運営用) d		計① a+b+c-d	利用 時間 e 時間	開館日 数 f 日								計③ e×f	
	円	人																円
斎場	合計	27,039,000	3.00	126,731,077	42,127,000		195,897,077	1,511.49	24	363	8,712							
	火葬場以外	22,532,500	2.50				118,256,616	856.85				15.84						
		火葬場	4,506,500	0.50				77,640,461	(654.64)			1,562件	49705.8円/件	100%	火葬場	(654.64)	49,705円/件	19,000円/件

施設名	経費					件数 ②	単価 e ①/②	受益者負担 割合 f %	区分	原価 e×f 円	改定料金案 円	現行料金 円	
	人件費 a		維持管理費 b	減価償却費 大規模改修費 c	特定財源 (運営用) d								計① a+b+c-d
	円	人											
市宮葬儀料	108,890,081	12.00	78,361,698			187,251,779	1,052件	177995.9円/件	100%	12歳以上	177,995	78,000	60,000

施設名	経費					13年度歳入 ② 円	経費と 歳入の 割合 ①/②	1件あた りの単価 e 円	受益者負担 割合 f %	原価 e×f 円	改定料金案 円	現行料金 円	
	人件費 a		維持管理費 b	減価償却費 大規模改修費 c	特定財源 (運営用) d								計① a+b+c-d
	円	人											
駐車場	普通自動車	1,243,000	0.14	124,518,559	146,238,931			1.90 (現行 100円の 1.90倍)	100%	190	最初の30分 のみ150円、 以降30分毎 に100円	100	

使用料原価計算一覧

施設名		経費					面数②	年間開館時間数			受益者負担割合 g	1時間あたりの原価 ①/②/③×g	改定料金案	現行料金	
		人件費 a		維持管理費 b	減価償却費 大規模改修費 c	特定財源 (運営用) d		計① a+b+c-d	利用時間 e	開館日数 f					計③ e×f
		円	人												
都市公園	グラウンド	14,229,000	1.58	32,722,000	30,250,000		77,201,000	8面	11	357	3,927				
	庭球場							13面							
運動広場	グラウンド	9,013,000	1.00	29,237,000	19,250,000		57,500,000	4面							
	庭球場							9面							
スポーツ公園	グラウンド	8,667,000	0.96	25,771,000	11,000,000		45,438,000	1面							
	庭球場							6面							
小計		31,909,000		87,730,000	60,500,000		180,139,000								
3ヵ所設合計	グラウンド	18,573,896	2.06	51,066,716	14,300,000		83,940,612	13面				100%	1,644	650	500
	庭球場	13,335,104	1.48	36,663,284	46,200,000		96,198,388	28面				100%	875	500	400

